

平成27年12月14日

会員市町村議会議長 各位

全国森林環境税創設促進議員連盟

会長代行 牧 田 武 文

(公印省略)

平成28年度税制改正大綱の概要について

本連盟の諸活動につきましては、日頃よりご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、自由民主党及び公明党は、今般「平成28年度税制改正大綱」を決定いたしました。その中で、「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保」については、別紙の通りとなりましたので、取り急ぎご報告いたします。

【連絡先】

全国森林環境税創設促進議員連盟事務局

(村上市議会事務局) 担当：田邊・富樫

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号

TEL・FAX 0254-53-1275

平成28年度税制改正大綱（抄）

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

7 森林吸収源対策

2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保についての新たな仕組みとして、以下の措置を講ずる。

(1) エネルギー起源CO₂の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図ることとし、経済産業省、環境省、林野庁の3省庁は連携して取り組む。

(2) 森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題があり、こうした課題を克服する必要がある。

このため、森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。